

とちぎ農業・農村フォトコンテスト入賞作品の利用規約

本規約は、とちぎ農業・農村フォトコンテスト実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が、とちぎ農業・農村フォトコンテスト入賞作品の写真デジタルデータ（以下、「データ」という。）入賞作品を額に納めた額装品（以下、「額装品」という。）、スラードショーDVD（以下、DVDという。）の貸し出しについて、必要な事項を定めるものとする。

1. 入賞作品貸し出しの趣旨

入賞作品は、十勝の魅力を全国に発信し、グリーンツーリズムの展開、十勝産農畜産物・加工品のブランド戦略（Made in 十勝）との連携、道東自動車道開通を契機とした交流人口の増加など、管内の農業と関連産業の振興に寄与することを目的とし広報宣伝やプロモーション活動に利用するために、とちぎ農業・農村フォトコンテスト（以下、「フォトコン」という。）の主催者である実行委員会（以下、「主催者」という。）と実行委員会が認める団体・企業に貸し出しを行う。なお、主催者ならびに実行委員会の認める団体・企業の名簿は別に定める。

2. 権利の帰属

フォトコンの入賞者より提供された入賞作品は、著作権法その他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されており、著作権は入賞者に帰属する。

入賞作品の使用権は主催者ならびに主催者の認める団体・企業に帰属し、本規約の条件の下で使用することができる。

3. 使用申込

貸し出しを受けようとする者（以下、「使用者」という。）は、本規約の遵守について同意することを条件に、別に定める使用申込書に使用の目的・用途・場所・期間を記載し、実行委員会事務局に提出する。

実行委員会は使用申込書の内容を確認の上、条件を満たしたものに対しデータ、額装品、DVDを貸し出す。データ、額装品、DVDの受け渡し方法については、使用者と実行委員会事務局で相談し決定する。

4. 使用範囲

- 1) 管内の農業と関連産業の振興に寄与しうる広報宣伝やプロモーション活動のために、展示会・とちぎの魅力が無償で紹介するパンフレット・チラシ・印刷物・マップ・カレンダー・広告・ホームページ・学習教材などや報道やPRのための雑誌・新聞の記事に限り、入賞作品の使用を認める。
- 2) なお、本規約に反するもの、1) に該当しないもの、貸し出し趣旨に合致しないもの、実行委員会が使用を禁止すると判断するもの、法律に反するものは、使用を禁止する。
- 3) 入賞作品データならびに額装品の使用は、使用申込書1通につき1回限りとする。別目的・別用途で使用する場合は、同一入賞作品であっても再度申込を行う。

5. 成果品の提出

- 1) 使用者は入賞作品データを使用し制作した成果物を実行委員会事務局へ提出する。
- 2) 雑誌・書籍等出版物への掲載の場合、使用者は完成印刷物 1 部を実行委員会事務局に送付する。
- 3) 新聞・テレビ等のメディアへ掲出の場合は、掲出日・放映日等を実行委員会事務局に連絡する。
- 4) Web ページなどインターネットでの掲載の場合は、URL を実行委員会事務局にメールなどで連絡する。

6. 禁止事項

以下の事項を禁ずる。

- 1) 申込書の使用目的以外の用途に供すること。
- 2) 本規約に基づく権利を第三者に譲渡し、入賞作品データあるいは額装品を転貸し、または入賞作品データの用途を変更すること。
- 3) 使用した入賞作品データを単独若しくはそれに近い形で製品化し、販売などの商行為に利用すること。
- 4) 色調・トリミング等の修正により、当初の入賞作品の持つイメージ変更すること。
- 5) 入賞作品を拡大・縮小したり他の写真と合成することにより、当初の入賞作品の持つイメージを著しく損なうような利用。

7. 規約違反

本規約に違反した場合、使用权は告知なく即時消滅する。

使用者が本規約のいずれかに違反した場合、または実行委員会との信頼関係が失われるような行為が認められた場合には、実行委員会はいつでも入賞作品の使用を差し止めることができる。また、以降の入賞作品の貸し出しを断ることができる。

著作権を著しく侵害した行為があった場合、あるいは本利用規程に違反して入賞作品を使用した場合には、損害賠償の請求をすることがある。

8. 免責

入賞作品に関して肖像権の侵害など法律上の問題が発生した場合は、入賞者が責任をもって対処し、主催者は一切責任を負わない。

入賞作品の使用により紛争あるいは損害や不利益などが生じた場合は、使用者が責任をもって対処し、主催者は一切責任を負わない。

9. 使用後の取扱い

使用者は、第三者等の不正使用防止のため、成果物等が完成した後速やかに、制作過程で保存したすべての入賞作品データを消去する。また、使用者は展示会が終了後速やかに額装品を実行委員会事務局に返却する。

10. 使用状況の報告

著作権者である入賞者から使用状況の報告が求められた場合、本利用規約・主催者ならびに実行委員会の認めた団体の名簿・使用申込書・成果品により、実行委員会事務局は使用状況を報告する。

なお、個別の使用状況において疑義が著作権者から申し立てられた場合、その説明ならびに問題解決は当事者である使用者が責任をもって対応しなければならない。

11. 規約の改定について

実行委員会は、法令等の制定・変更・廃止などの理由により、使用者への了解を得ることなく本規約を変更できるものとする。

附 則

本規約は平成 25 年 2 月 1 日から実施する。

平成 26 年 6 月 26 日一部改正

平成 27 年 7 月 2 日一部改正

とまち農業・農村フォトコンテスト実行委員会

北海道十勝総合振興局

帯広市

十勝町村会

北海道土地改良事業団体連合会十勝支部

十勝地区農業協同組合長会

十勝観光連盟

帯広信用金庫

十勝農業機械協議会

北海道農業協同組合中央会帯広支所

北海道信用農業協同組合連合会帯広支所

ホクレン農業協同組合連合会帯広支所

北海道厚生農業協同組合連合会帯広厚生病院

全国共済農業協同組合連合会北海道本部帯広支所

株式会社農協観光帯広支店

十勝農業協同組合連合会

【申込先】

事務局) 十勝農業協同組合連合会 企画室

〒080-0013 帯広市西 3 条南 7 丁目 14 番地

TEL 0155-24-2134 FAX 0155-26-1639

e-mail: kikaku@nkrtwosv.nokyoren.or.jp

使用の目的と用途（作品を使用する目的、用途、場所、期間をご記入ください）

【使用目的】

【使用用途】 ※印刷物場合は、作成部数と配布先をご記入ください。

【使用場所】

【使用期間】

平成 年 月 日から 月 日まで